

第2期香川県国民健康保険運営方針の骨子（案）

1 策定の基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

国保制度改革により、平成30年度に市町国民健康保険が県単位化され、県と市町が一体となり共通認識の下で事業を実施するため、平成30年度から令和5年度までを対象期間とする「香川県国民健康保険運営方針」を策定した。

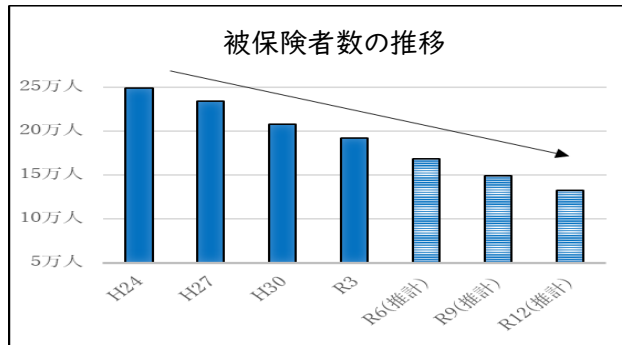
県国保の現状や課題、その後の新たな国保制度改革を踏まえつつ、安定的な財政運営を確保し、県単位化の趣旨の更なる深化を図るため、「第2期香川県国民健康保険運営方針」を策定するものである。

(2) 対象期間 令和6年度から令和11年度まで(6年間)

(3) 根拠規定 国民健康保険法第82条の2

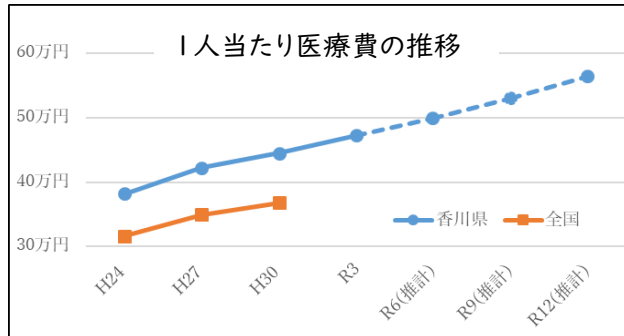
2 県国保の現状と課題

(1) 被保険者数



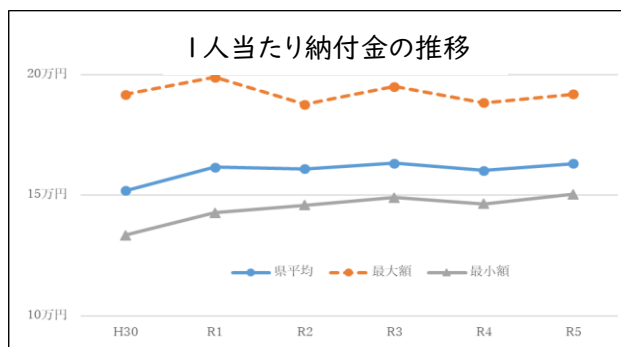
- 被保険者数は減少傾向が続いている。
- 令和9年度の見込みは約15万人で、平成24年度の約60%となっている。

(2) 医療費



- 1人当たり医療費は、増加傾向で、全国に比べて高い状況にある。

(3) 財政状況



- 1人当たり医療費等は増加傾向にあるが、1人当たり納付金(※)については、公費による激変緩和もあり、微増となっている。
- 各市町の所得水準や医療費水準の差により、1人当たり納付金額に差が生じている。

※県が医療費等の交付に充てるため市町から徴収するもの

3 現方針策定以降における主な国保制度改革

(1) 令和元年5月22日公布法律第9号

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」

- マイナンバーカードによるオンライン資格確認の導入
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(2) 令和3年6月11日公布法律第66号

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」

- 県国民健康保険運営方針における保険料水準の平準化や財政均衡の記載を必須化
- 県国保財政安定化基金において財政調整機能を追加

(3) 令和5年5月19日公布法律第31号

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」

4 次期方針の方向性

国保制度改革が進展する中、県単位化の趣旨の深化を図るため、国が進める国保制度改革に対応しつつ、以下の3つの視点に立ち、県と市町担当課等で構成する広域化等連携会議や、被保険者等で構成する香川県国民健康保険運営協議会の意見を十分に踏まえながら丁寧に検討を進める。

- ① 県内の被保険者間の給付と負担の公平性を確保し、持続可能な制度とすること。
- ② 安定的な財政運営を行い、被保険者の保険料を著しく上昇させないよう、引き続き医療費の適正化や収納率向上対策など、県国保が抱えている諸課題の解決に取り組むこと。
- ③ 事業や事務の広域化、標準化、効率化を検討し、市町事務の負担軽減を図ること。

5 次期方針の施策体系の主な変更点(施策体系の詳細は3~4頁参照)

① 保険料水準の平準化

令和3年法改正に伴い、県単位化の趣旨の深化を図り、保険料水準の統一に向けた議論を進める必要があるため、「3 市町の保険料の標準的な算定方法に関する事項」に「保険料水準の平準化に関する事項」を追加する。

② マイナンバーカードの保険証利用

令和元年法改正等に伴い、マイナンバーカードによる資格確認が開始されたことから、マイナンバーカードの保険証利用の取組みを推進し、また、すべての被保険者の円滑な保険診療を可能にする必要があるため、「4-2 資格管理の適正な実施に関する事項」を追加する。

③ 後期高齢者も含めた健康づくり

令和元年法改正に伴い、高齢者の心身の多様な課題に対し、介護部門と連携しながら後期高齢者も含めた健康づくりを行う必要があるため、「8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項」に「後期高齢者医療制度と一体的に取り組む保健事業」を追加する。

第2期香川県国民健康保険運営方針 施策体系(案)

新	旧
<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 策定の趣旨</p> <p>(2) 対象期間</p> <p>(3) 根拠規定</p> <p>(4) 運営方針に定めた事項の評価、継続的改善に向けた取組み</p> <p>(5) <u>SDGs との関係</u></p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 策定の趣旨</p> <p>(2) 対象期間</p> <p>(3) 根拠規定</p> <p>(4) 運営方針に定めた事項の評価、継続的改善に向けた取組み</p>
<p>2 国民健康保険の医療費、財政の見通し</p> <p>(1) 世帯数及び被保険者数の状況</p> <p>(2) 世帯主の職業構成</p> <p>(3) 所得状況</p> <p>(4) 国民健康保険の医療費の動向</p> <p>(5) 国民健康保険の医療費の見通し</p> <p>(6) 国民健康保険の財政状況</p> <p>(7) <u>赤字解消・削減に向けた取組み</u></p> <p>(8) 財政安定化基金の活用</p>	<p>2 国民健康保険の医療費、財政の見通し</p> <p>(1) 世帯数及び被保険者数の状況</p> <p>(2) 世帯主の職業構成</p> <p>(3) 所得状況</p> <p>(4) 国民健康保険の医療費の動向</p> <p>(5) 国民健康保険の医療費の見通し</p> <p>(6) 国民健康保険の財政状況</p> <p>(7) <u>赤字解消・削減に向けた今後の取組方針</u></p> <p>(8) 財政安定化基金の活用</p>
<p>3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項</p> <p>(1) <u>現状</u></p> <p>(2) <u>保険料水準の統一</u></p> <p>(3) <u>納付金及び標準的な保険料率の算定方式</u></p>	<p>3 市町の保険料の標準的な算定方法に関する事項</p> <p>(1) <u>保険料の算定の現状</u></p> <p>(2) <u>納付金の配分方法</u></p> <p>(3) 標準的な保険料率の算定方式</p> <p>(4) <u>納付金及び標準的な保険料率の算定に係る係数等の設定</u></p>
<p>4 保険料の徴収の適正な実施に関する事項</p> <p>(1) 保険料収納率の現状</p> <p>(2) 収納対策の実施状況等</p> <p>(3) 収納率目標の設定</p> <p>(4) 市町において実施する収納対策</p> <p>(5) 県による助言</p>	<p>4 保険料の徴収の適正な実施に関する事項</p> <p>(1) 保険料収納率の現状</p> <p>(2) 収納対策の実施状況等</p> <p>(3) 収納率目標の設定</p> <p>(4) 市町において実施する収納対策</p> <p>(5) 県による<u>指導・助言</u></p>
<p>4-2 <u>資格管理の適正な実施に関する事項</u></p> <p>(1) <u>資格管理の適正化対策</u></p> <p>(2) <u>マイナンバーカードと保険証の一体化</u></p>	

<p>5 保険給付の適正な実施に関する事項</p> <p>(1) レセプト<u>二次点検</u></p> <p>(2) 療養費の支給の適正化</p> <p>(3) 第三者求償の取組強化</p> <p>(4) 県による保険給付の点検等</p> <p>(5) 不正請求等に係る診療報酬の返還</p> <p>(6) 高額療養費の多数回該当の取扱い</p> <p>6 医療費適正化に関する事項</p> <p>(1) 医療費の適正化に向けた取組み</p> <p>(2) <u>保健事業の取組み</u></p> <p>(3) <u>医療費適正化計画との整合性</u></p> <p>7 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項</p> <p>(1) 効率化、広域化の推進に関する考え方</p> <p>(2) 効率化、広域化の推進を検討する個別の事務</p> <p>8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項</p> <p>(1) 地域包括ケアの構築に向けた<u>取組み</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者医療制度と一体的に取り組む保健事業</u></p> <p>(3) KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出</p> <p>(4) <u>国民健康保険直営診療施設における地域包括ケアの推進に向けた取組み</u></p> <p>9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等</p> <p>(1) 香川県市町国保広域化等連携会議及び作業部会における継続的な協議</p> <p>(2) 職員研修の実施</p>	<p>5 保険給付の適正な実施に関する事項</p> <p>(1) レセプト点検の<u>充実強化</u></p> <p>(2) 療養費の支給の適正化</p> <p>(3) 第三者求償の取組強化</p> <p>(4) 県による保険給付の点検等</p> <p>(5) 不正請求等に係る診療報酬の返還</p> <p>(6) 高額療養費の多数回該当の取扱い</p> <p>6 医療費適正化に関する事項</p> <p>(1) 医療費の適正化に向けた取組み</p> <p>(2) 医療費適正化計画との整合性</p> <p>7 市町が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項</p> <p>(1) 効率化、広域化の推進に関する考え方</p> <p>(2) 効率化、広域化の推進を検討する個別の事務</p> <p>8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項</p> <p>(1) 地域包括ケアの構築に向けた<u>医療・介護・保健・福祉・住まい等部局横断的な議論の場への国保部局の参画</u></p> <p>(2) <u>地域包括ケアに資する地域のネットワークへの国保部局の参画</u></p> <p>(3) KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出</p> <p>(4) 国保直診施設を拠点とした<u>地域包括ケアの推進に向けた取組みの実施</u></p> <p>9 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等</p> <p>(1) 香川県市町国保広域化等連携会議及び作業部会における継続的な協議</p> <p>(2) 職員研修の実施</p>
---	---